

公 告

コンペティション方式により、自動販売機設置業者を特定するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 2 月 22 日

鳥取県立境港総合技術高等学校

校長 安藤 順一



1 設置概要

(1) 設置販売機の種類及び台数

飲料自動販売機 2 台

(2) 設置場所等

境港市竹内町 925

鳥取県立境港総合技術高等学校 同窓会館 1 階

使用可能部分 幅 4.0 m×奥行き 1.2 m×高さ 2.5 m

(3) 設置期間

平成 29 年 5 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2 コンペティションの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 29 年 2 月 22 日（水）から同年 3 月 24 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名措置停止要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成 29 年 3 月 24 日までの過去 1 年間に食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。

3 コンペティションへの参加方法

(1) により入手した参加説明書により提案書等を作成し、(2) により提出すること。

(1) 参加説明書の交付

平成 29 年 2 月 22 日（水）から同年 3 月 24 日（金）までの間に、インターネットホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間

平成 29 年 2 月 22 日（水）から同年 3 月 24 日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、同年 3 月 7 日（火）、8 日（水）、23 日（木）は除く。

イ 交付場所

境港市竹内町 925 鳥取県立境港総合技術高等学校事務室において行う。

(2) 提案書等の提出

ア 提出期間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所及び方法

境港市竹内町 925

鳥取県立境港総合技術高等学校へ持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は平成 29 年 3 月 24 日午後 4 時までに必着のこと。

4 審査及び契約の締結

提出された提案書等を審査し、最も優れた提案書を提出した者と自動販売機設置契約を締結する。

5 問合せ先

鳥取県立境港総合技術高等学校事務室（電話 0859-45-0411 担当：植木）